



鳥取県公報

平成14年10月10日(木)
号外第139号

毎週火・金曜日発行

目 次

選管告示	参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙の実施(86).....	1	
	参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における選挙長等の選任(87).....	1	
	参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における選挙長が事務を行う場所(88).....	2	
	参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式(89).....	2	
	参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における仮投票用封筒等に押すべき印(90).....	3	
	参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等(91).....	3	
	参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等(92).....	4	
	参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における選挙会の場所等(93).....	4	
	参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示	参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1).....	4

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第86号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項の規定に基づき、参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙を平成14年10月27日に行うので同法第33条の2第8項及び第113条第1項の規定により告示する。

なお、選挙すべき議員の数は1人である。

平成14年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会告示第87号

平成14年10月27日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成14年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 選挙長 八頭郡八東町大字才代326 中村 碩男
- 2 選挙長の職務代理者 鳥取市秋里938 - 55 山口 秀樹

鳥取県選挙管理委員会告示第88号

平成14年10月27日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

平成14年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 平成14年10月10日 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 2 平成14年10月11日以降 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第89号

平成14年10月27日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成14年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 250px; margin-top: 5px;"></div>	<p style="margin: 0;">平成十四年施行</p> <p style="margin: 0; font-size: 1.2em;">参議院鳥取県選挙区 選出議員補欠選挙投票</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto;"> 鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印 </div>
<p style="margin: 0;"><small>ちゅう い</small> 注 意</p> <p style="margin: 0;">1 <small>こうほしゃ しめい らんない ひとり か</small> 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p style="margin: 0;">2 <small>こうほしゃ もの しめい か</small> 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

備 考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第90号

平成14年10月27日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成14年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会告示第91号

平成14年10月27日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成14年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日 時 平成14年10月10日 午後 5 時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第92号

平成14年10月27日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第5項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号)第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成14年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日 時 平成14年10月11日 午後5時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第93号

平成14年10月27日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により告示する。

平成14年10月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 2 日 時 平成14年10月29日 午後1時30分

参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示

参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙選挙長告示第1号

平成14年10月27日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成14年10月10日

参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙選挙長 中 村 碩 男

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成14年10月24日 午後5時10分